

(案)

環 第 号

平成 27 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県環境影響評価委員会

委員長 ○ ○ ○ ○

安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価方法書について（答申）

平成 27 年 2 月 20 日付け環第 1162 号で諮問のあったこのことについては、
別紙のとおり意見を取りまとめたので答申します。

【別紙】

安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業 に係る環境影響評価方法書に対する意見（答申案）

千葉県環境影響評価委員会は、安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、当該事業の内容及び周辺環境の状況等を踏まえ、専門的な見地から慎重に検討を行った。

当該事業は、館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町のごみ処理施設の老朽化に伴い、新たに約7ヘクタールの山地を造成し、廃棄物焼却等施設、マテリアルリサイクル施設及び最終処分場を一体整備する計画である。

対象事業実施区域は樹林に覆われた広大な山地であり、農業用水として利用されている瀬戸川の上流に位置し、小松寺の森郷土環境保全地域、崖地植生自然環境保全地域及び高塚山自然環境保全地域に近接する自然環境豊かな地域であるとともに、周辺には菅田の滝及び小松寺など人と自然との触れ合いの活動の場が存在する。

このため、事業者は当該事業の実施に当たり、こうした地域特性を十分踏まえ、事業による環境への影響をできる限り回避・低減する必要がある。

また事業者から提出された方法書では、「廃棄物焼却等施設の処理方式はストーカ炉又はシャフト炉から選定する」とされており、施設の配置・構造など事業特性の詳細が明らかになっていない状況である。

ついては、環境影響評価の実施に当たり、事業特性の詳細を明らかにするとともに、必要に応じて環境影響評価項目を見直し、調査、予測及び評価を適正に行う必要がある。

なお、方法書に対する環境の保全の見地からの意見が多数寄せられており、住民の関心の高さが伺える事業である。

以上のような状況を踏まえ、当委員会は、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 事業計画

- (1) 廃棄物焼却等施設の処理方式を決定し、その検討結果について具体的に記載すること。
- (2) 計画処理量及び計画ごみ質について、廃棄物焼却等施設の処理能力等を決定する基礎となる数値であることから、新たに一般廃棄物処理計画の策定等を行う場合には、これら数値の見直しを検討すること。
さらに、計画処理量等の見直しを行った場合には、その結果に基づき設定した施設の処理能力、処理方式、年間稼働計画及びごみ組成等を踏まえ、環境影響評価に用いる各項目の諸元を適切に設定すること。

- (3) 最終処分場の埋立物、計画容量及び構造を明確にし、埋立期間及びその算出根拠を記載するとともに安定化の方法について具体的に検討し、記載すること。
- (4) 最終処分場に係る周辺地下水について、流向を把握した上で、モニタリング計画を具体的に検討し、記載すること。
- (5) 埋立終了後の最終処分場からの浸出水処理について、具体的に記載すること。

2 環境影響評価の調査・予測・評価の手法

(1) 大気質

- ア 工事による樹木伐採や地形の変化に伴う風向・風速の変化を考慮した環境影響評価を実施するとともに、その検討結果及び妥当性を明確にすること。
- イ 短期高濃度予測の内容について、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時及び接地逆転層非貫通時の事象ごとに高濃度となる煙源条件を設定するとともに、その設定根拠を明らかにすること。

(2) 水質

工事に伴う排水について、濁度等水質の状況が降雨量により異なるため、濁度計による連続モニタリングを検討すること。

(3) 悪臭

冬季の調査について、逆転層が生成されたような悪臭の最も感じられる天候を選んで実施し、予測及び評価に当たっては、既存施設の臭気測定結果を資料として活用すること。

(4) 動物

昆虫類の調査期間・頻度について、方法書では春、初夏、夏、秋の各時期1回としているが、夜間を含む冬季の調査を検討すること。

(参 考)

(1) 諮問、審議、現地調査 : 平成27年 2月20日 (金)

(2) 審議 : 平成27年 3月20日 (金)

(3) 審議 : 平成27年 4月17日 (金)

(4) 答申案審議 : 平成27年 6月 5日 (金)